

はじめに

日本は現在多くの課題に直面しており、特に私たちは急速に進む高齢化と少子化、そして人口減少という状況を今まさに経験しているところです。このような中、地域特性に応じて多様な状況が生まれることで、今後も労働や生活環境の変化、そして新たな課題の出現が想定されます。その中で私たち一人ひとりがどのようなまちを目指していくかということを中心に考え、議論していく必要があります。



これまで、本市においては、平成20年（2008年）3月に「亀岡市まちづくり協働推進指針」を策定し、市民協働の方向性を定めるとともに、指針の具現化を図るため、5年ごとを計画期間とする「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」を策定し、まちづくりのための協働を支える基盤としての市民活動の支援を中心に具体的な取組を進めてまいりました。

第2次計画の5年間（令和元年度（2019年度）まで）においては、引き続き市民活動の資金的な支援を行うとともに、基金の立ち上げなどの仕組みづくりを進めてきました。一方で、今後は更に市民一人ひとりが自ら暮らす地域のあり方を考えることや、地縁団体や活動団体、企業など多様な主体が連携して課題に対応していくことの必要性が見えてきた5年間でもありました。

市民委員による「亀岡市まちづくり協働推進委員会」を中心に、こうした状況や課題を認識し、協働によるまちづくりなくしては地域の持続性を維持することが困難になるとの見解のもと、委員会や市民参加型事業などで提案された意見をもとに「第3次亀岡市まちづくり協働推進実施計画」を策定しました。

新たな実施計画により、市民のみなさまはもとより、亀岡市に関わってくださる方々と協働という手法のもと、～市民力で未来を拓く～健康・環境・観光 多文化共生のまち亀岡 世界に誇れる環境先進都市の実現を目指してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、熱心な協議、御検討をいただきました亀岡市まちづくり協働推進委員会のみなさまをはじめ、策定に当たり貴重な御意見や御提案を賜りました市民のみなさまに心からお礼申し上げます。

令和2年3月

亀岡市長 桂川 孝裕

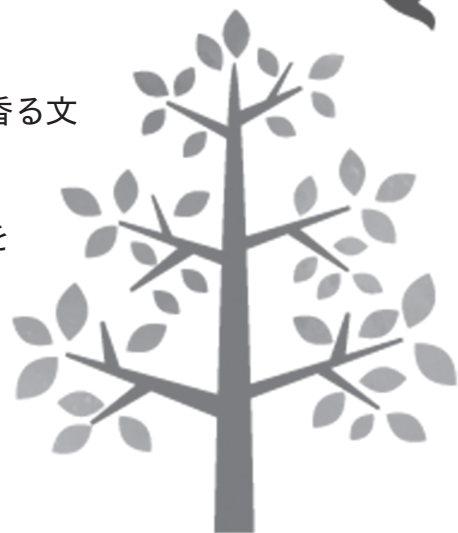
亀岡市民憲章

京都から西へ、老ノ坂を越えれば朝霧の晴れ間に亀岡盆地が広がる。豊潤な水脈は、田園や里山に多彩な実りをもたらし、舟運を支えてきた保津川は、いまでも溪流の舟下りで賑わっている。

古来、人びとは自然との調和やお互いの絆、家族のぬくもりを大切にしながら暮らしてきた。そこには石門心学が生まれ、円山応挙の芸術が育まれた。城下町のたたずまいを色濃くとどめ、華麗な山鉾が巡り、地域に根ざした芸能が息づいている。

そんな亀岡に生きるわたくしたち市民は、こうした平安の営みを未来につなぐことを願って、市民憲章を掲げます。

- 水と緑の恵みを大切にし、豊かな環境を次代に引き継ぐまちをつくります
- いのちを尊重し、共に輝き、心の通いあう家族とまちをつくります
- 健やかな心とからだを育て、安らぎのあるまちをつくります
- 互いにまなび、高めた力を活かす生涯学習のまちをつくります
- 歴史と伝統を生かし、先人の知恵が香る文化のまちをつくります
- 世界にはばたく、豊かな感性と英知を育むまちをつくります
- 一人ひとりが主役となって、共に生き、ともに支え、平和と人権の根づくまちをつくります



■全体構成

I 協働推進の基本的な考え方

● (市民協働の概念)

市民参画と協働の輪を広げ、豊かで魅力があり、誰もが愛着心を持てるまちづくり

1. 協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果
2. 本実施計画（第3次実施計画）における課題
3. 本実施計画（第3次実施計画）のテーマ

● 計画の期間

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

III 行動計画 (アクションプラン)

行動計画
(アクションプラン) 1
これからの市民活動と協働を担う人づくり

行動計画
(アクションプラン) 2
市民活動と協働を進めていくためのコーディネート機能強化

行動計画
(アクションプラン) 3
市民活動と協働を支えるための資金等の充実による活動団体の活性化

II 協働推進のための取組と施策

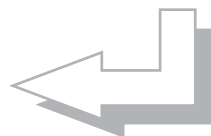
1. 目指すべき「かめおかの像」の共有と課題の掘り起こし
 - (1) 一人ひとりが住みやすいまちへの意識と目指すべき「かめおかの像」を求めていく
 - (2) 課題への意識と協働の必要性・重要性への気づき
 - (3) 住民との意識醸成と新たな担い手となる層の掘り起こし

2. 活動開始初期から補助制度後の活動展開の支援まで
 - (1) 支援金制度について
 - (2) 補助事業後の資金確保手法に関する支援
 - (3) 企業との連携手法の検討

3. コミュニティ活動に向けた主体間の理解と繋がり創出
 - (1) 地縁組織や市民活動の相互理解促進
 - (2) 地縁組織とNPO等の交流・連携
 - (3) 協働による多文化共生のまちづくり

4. 地域課題解決に向けた中間支援機能の強化と普及
 - (1) 団体間の交流や、市民や大学・学生等と団体を結ぶ機会や手法の検討
 - (2) 相談業務の強化及び行政以外の相談・協働相手と団体をつなぐ仕組みづくり

5. 協働推進体制の検証と強化
 - (1) 協働の成果の可視化
 - (2) 行政組織における協働の仕組みづくりの研究



<目次>

I	協働推進の基本的な考え方	2
1.	協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果	3
2.	本実施計画（第3次実施計画）における課題	4
3.	本実施計画（第3次実施計画）のテーマ	6
II	協働推進のための取組と施策	7
1.	目指すべき「かめおかの像」の共有と課題の掘り起こし	7
2.	活動開始初期から補助制度後の活動展開の支援まで	8
3.	コミュニティ活動に向けた主体間の理解とつながりの創出	9
4.	地域課題解決に向けた中間支援機能の強化と普及	10
5.	協働推進体制の検証と強化	11
III	行動計画（アクションプラン）	12
	行動計画（アクションプラン）1	
	これからの市民活動と協働を担う人づくり	12
	行動計画（アクションプラン）2	
	市民活動と協働を進めていくためのコーディネート機能強化	13
	行動計画（アクションプラン）3	
	市民活動と協働を支えるための資金等の充実による活動団体の活性化	14
	目指すべき5年後の姿	15
	資料編	16
	資料1 図で見る亀岡市の現在とこれから、そして協働のイメージ	17
	資料2 用語解説	21
	資料3 まちづくりに関する参考事例	23
	資料4 亀岡市まちづくり協働推進委員会委員名簿	24
	資料5 第3次亀岡市まちづくり協働推進実施計画策定経過	25
	資料6 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱	26

Ⅰ 協働推進の基本的な考え方

本市においては、生涯学習によるまちづくりの成果と広がりをもつ市民活動や社会経済情勢の変化を踏まえ、平成20年（2008年）3月、「亀岡市まちづくり協働推進指針*1」を策定し、市民と行政の協働によるまちづくりへの新たな一歩を踏み出しました。

また、この指針を実行につなげていくため、平成22年（2010年）3月「支えあい あなたと築くまちづくりプラン 亀岡市まちづくり協働推進実施計画」、平成27年（2015年）3月「第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画*2」を策定し、具体的な行動目標を掲げ、市民協働の推進を図ってきました。

本実施計画では、「亀岡市まちづくり協働推進指針」を基本に、「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」の成果、課題を踏まえ、更なる協働推進を図るための具体的施策を示すものです。

なお、協働の考え方について、「亀岡市まちづくり協働推進指針」は次のように述べており、この実施計画においても同様に定義します。

<協働の考え方>

- ・協働とは、市民と行政が、市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、対等なパートナーシップで取り組み、互いに成長していくこと
- ・目指すまちづくりのビジョンは、市民参画と協働の輪を広げ、豊かで魅力があり、誰もが愛着心を持てるまちづくり

※「市民」とは市内で暮らす人、働く人、学ぶ人、法人団体等を意味しています。

<実施計画の期間>

この計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化および市民協働の進展等に応じて、柔軟に見直しを行うものとします。

また、本実施計画は、その他関連する計画との整合を図ります。

1. 協働まちづくりの進捗状況と前実施計画の成果

「亀岡市まちづくり協働推進実施計画」では、特に市民活動の基盤強化に重点を置いた取組を進めてきました。市民活動を支える資金確保の手段として「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金*3」制度の創設及び改善、市民活動を支える拠点施設である「かめおか市民活動推進センター*4」の機能充実、協働を進めるための「かめおか協働ルール*5」の作成や、市職員の協働に関する意識向上を図るための「職員用協働チェックリスト*6」の作成、市民レベルの基金の創設とその運用などが成果としてあげられます。

一方、ルールや制度の整備が進むなかで、「協働」という言葉が独り歩きをしており、協働のまちづくりは一部の市民や団体では、活発に展開されてきていますが、理解も活動も広く展開もしくは共有される段階には至っていません。また、何のためのまちづくりか、どのようなまちを目指すのか、そして、そもそもなぜまちづくりということについて意識的にならなければいけないのかということについて、行政・市民等の別なく一人ひとりが考えた上で行動していくことが不可欠です。

<取組の経過>

亀岡市まちづくり協働推進指針（平成20年（2008年）3月）



（指針実現のための実行計画）

亀岡市まちづくり協働推進実施計画（平成22年（2010年）3月）、
第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画（平成27年（2015年）3月）

【テーマ】市民活動の基盤強化

【主な取組】

- ・ 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金
→市民・市民活動と行政の協働連携事業
- ・ かめおか市民活動推進センター機能充実
- ・ 市民レベルの寄付制度創設と運用
- ・ かめおか協働ルール
- ・ 市民団体の活動紹介紙作成
- ・ 職員用協働チェックリスト

●協働のルールや制度は整備されてきており、まちづくりや協働の目的に対する理解や意識は広がりつつあるが、市民活動団体をはじめとした多様な主体との更なる連携や協働が求められる。

2. 本実施計画（第3次実施計画）における課題

（1）市民と行政の変化への対応

我が国は本格的な人口減少局面に入り、急激な少子高齢化の進展とも相まって、地方を取り巻く状況は厳しさを増しています。亀岡市の高齢者人口の割合は約28%（平成30年（2018年）時点）で、毎年増加し続けており、これまでは国全体の割合を下回っていましたが、現在はほぼ同率となっています。人口が減り続ける中、今後亀岡市の抱える課題の内容や意味も、大きく変化することが想定されます（将来予想については、16ページ以降の資料編を参照）。

また、少子化が進むとともに、子育てや教育に関する課題も明らかになってきており、多様なあり方や支援が模索され、注目されています。このような動きは今後も求められ、続いていくことが予想されています。

加えて、人口減少により働く人の数の減少が確実となるため、国は、外国人労働者の受け入れ枠を拡大しており、すでに亀岡でも外国人居住者が増加してきています。^{※1}今後さらに増加していくことが予想されるので、このような変化に対して、私たちは地域に暮らすすべての人が互いを認め合い尊重し、日常の暮らしを営むことのできる多文化共生^{※8}社会の構築に向けて努力していくことが求められています。

このように、今後数年のうちに主に福祉分野や高齢者・子ども・外国人などの、人と人とのかかわりを中心とした課題や社会環境の変化に現状以上の対応が必須です。それに対して、私たちは、誰も置き去りにされることなく、それぞれが人生を豊かに生きることが可能な共生社会を目指していかなければなりません。

しかしながら、このように多岐にわたる時代の要請について、行政による公共サービスだけで対応することは困難です。

住民自治の中核を担ってきた自治会においても、住民の価値観の多様化、高齢化等により運営自体が困難な状況も見受けられるようになってきており、自治会活動に対する理解促進と自治会とNPO^{※7}等民間団体を含めた相互理解促進及び連携も必要となってきています。

また、こうした現実を市民や行政がお互いに受け止め、共に考えていく基礎となる情報共有やコミュニケーションの場づくりも必要です。

※1平成31年（2019年）3月末現在966人の外国籍の方が亀岡市内に居住されています。

（2）市民のまちづくり意識と主体的活動の活発化

前段の実情を踏まえると、市民が自分たちで「私たちの住むまちをどうしていくのか」を考え、その上で一人ひとりが主体的に取り組むことで市民自らが公共サービスに参加・参画することが求められています。自らが暮らすまちのあり方について考え、将来に対するイメージを持ちつつ、またそれらについて行政を含めた多様な主体間で話し合い、共有し続けることが不可欠になります。

(3) 市民活動支援のための協働から将来像をふまえた、まちの課題解決のための協働へ

これから20年後、30年後の亀岡市を考えるうえでは、協働の持つ意味をどう捉えるかがポイントとなります。これまでのような市民活動の振興・底上げのための協働からさらに歩みを進め、身の回りで発生している問題を課題ととらえて、発信、共有、課題解決のための協働という議論が必要とされています。

市民と行政の連携も、行政が担ってきた公共サービスをただ市民に返すということではなく、今、亀岡市内のそれぞれの地域で実際に生じている事象や住民の声を捉えて、的確に課題として認識し、解決に結びつくように様々な立場の人や組織のリソース（資源）を持ち寄って行動していくということが、どのようなまちの将来像を考える場合でも欠かせない取組になってきます。

そのためには、課題となりうる地域の現状を掘り起こして行動していくための仕組みや協働のあり方を検討し、それに基づいた基盤（プラットフォーム*9）づくりを改めて考えていくことで広く開かれた体制を築いていかなければいけません。

(4) 個々の取組から、より効果と価値を高め、課題解決のための協働へ

課題解決のための個々の取組の効果には限界があります。そのため、個々の主体や取組が協力し合って、より大きな力を発揮するものにしていく必要があります。

ただ、個々の団体や取組は目の前の課題への対応に追われていることが多く、どんな連携や仕組みがより大きな効果やメリットを生み出すのかといったことやその手法については、コーディネート*10機能の強化等を図っていく中で具体性をもって提案していくことが求められています。



明智かめまる

16 ページ以降の資料編で、これからの亀岡の予測や、協働のイメージについてまとめていますので、そちらを見てイメージを膨らませてみてください。

3. 本実施計画（第3次実施計画）のテーマ

（1）主体性をもって自らのまちの将来像を探り、協働を手段として動き出す

実施に向けての課題を受けて、本実施計画では、既存市民活動に対する支援を維持しつつも、市民一人ひとりが主体的にまちの現時点の課題を認識し、また、将来像を考え、その解決と実現に向けた活動を様々な立場の人々が支えあいながら進めていけるような体制づくりに重点的に取り組みます。

具体的には、一人ひとりが現在の亀岡のまちについて語り、将来の像について考え、同時に他者や他団体と共有してすり合わせ、時々に見直すとともに、暮らしやすいまちづくりを進めるために市民が主体となる課題解決に向けた活動を展開していくことが求められています。そのなかで、地域課題解決に向けて成果が見える取組を推進・支援します。

（2）協働を当然のものと受け止めたまちづくりを進める

今後社会状況の変化とともに発生する課題を解決するために、まずは市民の声をすくいあげ、一人ひとりの積極的参加を促すとともにそれを可能にする仕組みを構築する時期が来ています。

そのため、これまでの「団体支援」「活動支援」を前進させ、協働をまちの課題解決の手段として、一部のものではなく、全市的な取組に発展させます。

また、こうした取組を進めていくために、市民の生活実感から出てくる課題を的確に把握し、協働による取組が展開できるよう、行政を含めた各組織や個人が情報を共有し、意見交換ができる場や機会作りを進めます。

（3）活動の充実と成果を求め繋がり拡大を進める

個々の活動を進めていく中で団体運営や活動充実に向けた支援が必要になります。そのため、中間支援のあり方やその機能を社会情勢に応じて見直しながら、柔軟性をもって相談業務や団体に必要な支援に取り組むとともに、課題を拾いあげるための機会作りから活動の立ち上げ、レベルアップを目指す団体まで各段階に応じて、中間支援団体と行政がそれぞれの特性を生かした適切な支援を行えるように図っていきます。

また、既存地縁組織*11とNPO等、民間事業者間の一定の協力・連携も欠かせず、地域ごとの特性も踏まえ、手法について検討して進めていきます。

地域課題解決に向けて各利害関係者が繋がることで、課題に対して成果が見える取組を支援していきます。